

令和4年度 荒川区地球温暖化対策協議会（第3回）議事要録

■日 時

令和4年10月17日（月） 午後3時00分～4時20分

■場 所

荒川区役所本庁舎5階 大会議室

■出席者

委員 15名

高田会長、柳下副会長、志村委員、渡辺委員、金原委員、平岩委員、大野木様（伊藤委員代理）、
小山田委員、西川委員、清原委員、加藤委員、佐藤委員、石原（久）委員、松土委員、古瀬委員

■欠席者

石原（和）委員

■配付資料

【名簿】荒川区地球温暖化対策協議会委員名簿

【資料】第3回地球温暖化対策協議会資料（資料1）

議案1 荒川区地球温暖化対策実行計画 修正素案（資料2）

荒川区地球温暖化対策実行計画 概要版（資料3）

荒川区地球温暖化対策実行計画 アクションプラン（資料4）

議案2 荒川区地球温暖化対策推進条例 修正素案（資料5）

参 考 これまで及び今後のスケジュール（資料6）

■議事概要

1) 開会

2) 議事 (1) (荒川区地球温暖化対策実行計画 修正素案について)【資料 議案 1】

議事 (2) (荒川区地球温暖化対策推進条例 修正素案について)【資料 議案 2】

【事務局より説明】

資料 議案 1 及び議案 2 を説明

【質疑応答】

委員：条例素案に、プラスチックの使用の抑制に関する条文がある。北区ではプラスチックの分別回収を始めているが、荒川区ではどのように考えているか。

事務局：令和 4 年 3 月にモデル地域を設定し、それ以降、プラスチックの分別回収を行っている。現在は、ごみの組成割合などを調査している段階であり、分別回収している地域は一部にとどまっているが、随時拡大していくことを検討している。

委員：町会によって、ごみの分別ができていないかどうかに差がある。区で調査し、分別ができていない町会に指導して欲しい。また、時々町会長会議でごみの分別等について説明してもらっているが、頻度を 3~4 カ月に 1 回に増やすなど、PR を強化して欲しい。

事務局：分別ができていない袋が出されていれば、その旨をお知らせするシールを貼り、一定時間置いておくという対応を行っている。また、1 カ月に 1 回、実施しているリサイクル事業者の会議に区の担当者も出席し、町会ごとの分別の状況などを共有しており、分別ができていない町会があれば、区が訪問して指導するようにしている。また、啓発資料のポスティングやポスター掲出などを行っている。PR については、機会があれば是非増やしていきたい。

委員：生ごみの堆肥化を推奨しているが、どのような進め方を考えているか。例えば、堆肥化するための道具の普及や助成制度、できた堆肥の回収やそれに対する謝礼の必要性などの考え方について教えて欲しい。

事務局：エコセンター等で道具の提供を行っている。また、試験的に堆肥の回収をしたことがあるが、塩分が多すぎて野菜作りなどに使用することは難しいことが分かった。その後は、回収を行っていない。

委員：生ごみ処理機の助成制度を設けているため、周知していきたいと考えている。

副会長：生ごみ処理機を使用するとごみの量は減ると思うが、作られた堆肥の扱い方をどのように考えているか。

事務局：区として堆肥の回収をしていないため、家庭で使用して頂くことになると考えている。

副会長：荒川区は集合住宅が多いため、家庭で堆肥を使用することは難しい。堆肥を使える場所を探す必要がある。塩分が多いため、野菜作りに使用することはできないが、道路や学校の植栽などで使うことはできる可能性がある。また、区の事業として行うとコストの問題が出てくるが、NPO と連携してコストを抑えることなども考える必要があると思う。

事務局：生ごみ処理機については、乾燥させて減量させるタイプがあり、そちらをメインにしている。

副会長：堆肥化するタイプについても、調理済みの生ごみを入れなければ、塩分の問題はない。

委員：エコ生活実践講座に招いた講師によると、生ごみを堆肥化する際、生ごみをすべて入れるのではなく、野菜くずのみを入れるようにすると、野菜や花を育てることに使えるとのことである。例えば、エコセンターの環境学習農園で、生ごみの堆肥化と野菜作りを行いたい人を集めて進めてみることも考えられる。そこから、このような活動が広がっていくと良いと思う。

事務局：環境学習農園では、さつまいもや三河島菜などを栽培している。そこで活用できないかを検討してみたい。

委員：生ごみの堆肥化をしたことがあるが、やはり集合住宅では堆肥を使いきれなかった。堆肥を回収するルートがあれば、より活用できるようになると思う。また、乾燥させた生ごみは野鳥が食べてしまうことがある。せっかくの資源なのでうまく活用できると良い。

副会長：計画素案に「協働による取組」が追加されたことは良いことである。アクションプラン素案については、難しい言葉も使われているため、区民が使いこなせるようにするための工夫が必要である。まずは、区民の活動支援のために使用するというのを計画に記載して区としての意思を示す必要がある。また、アクションプラン素案のもとになっている資料を作成した研究者の協力を得ながら区民に浸透させていくという方法が考えられる。さらに、区民から20～30人を集めて、アクションプラン素案に記載されている43項目に1～2カ月間取り組んでもらったうえで、実践が難しい項目について、区がどのように支援すれば良いか、メーカーや流通の事業者とどのように連携すれば良いかなどを議論してもらい、改良を加えていくと良い。最初は、意思のある区民を集めれば良いが、それ以降は無作為抽出で集めるようにすると、より一般の区民の意見が反映されたものになっていく。

事務局：アクションプラン素案に記載した項目については、原文のままでは区民に伝わりづらい項目や、そもそも区民が取り組みにくい項目もあったため、事務局で項目を絞ったうえで、文章の表現も一部見直した。また、手に取ってもらいやすいように、計画本編ではなく概要版に添付することを考えており、公表の方法も工夫したいと考えている。さらに、荒川区地球温暖化対策協議会実行委員会でも、どのようにすれば手に取ってもらえるか、実践してもらえるかということを検討したいと考えている。

委員：区民が取り組むべき項目などは、これまでも提案してきているが、実際に区民が行動を変えるためのPRが行き渡っていないと感じている。助成事業などの利用者はどの程度いるのか。

事務局：例えば、省エネ家電への助成については、8月末の時点で約200件の申込みがあった。10月から助成限度額を引き上げている。

委員：地域的なバラツキはあるか。

事務局：地域的な分析はしていないが、なお、区外で購入するより区内で購入する方が、助成限度額が高くなるように設定している。区内での購入が約4割、区外での購入が約6割となっている。

委員：助成限度額を引き上げたことにより、利用者数は増えているか。

事務局：10月に引き上げたばかりなので集計できていないが、町会長へ説明した後、多くの問合せ

が来ている。

委員：毎月、町会長会議があるが、そこで各町会に周知していきたい。区でも PR を進めて欲しい。

事務局：これまで、町会長への説明をはじめ、区報や SNS で情報発信をしてきたが、新しく動画配信を始めた。例えば、枝豆の育て方や桜の観察会などについて配信したところ、好評であった。今後も色々なコンテンツを作成して情報発信していきたいと考えている。

委員：町会長会議は、区民課、産業振興課、生活安全課とのかかわりが強いが、環境課も積極的にかかわって欲しい。

会長：荒川区地球温暖化対策協議会実行委員会において、環境サポーター制度のようなものを作り、アクションプランに取り組んでもらう区民を募って、どのようなことを実行できたかをチェックしてもらい、結果を区民に還元するという仕組みが必要かも知れない。町会でも宣伝してもらい、取り組んでもらえる区民を募っていくと良いと思う。

委員：アクションプランをどのように普及していくのかということ、一つのプロジェクトとして進めていくと良いと思う。

委員：作ってもそのまま使われず、絵に描いた餅になるという例は今までにもあった。そのようにならないために、アクションプラン素案では、抽象的な表現を避け、日常的に取り組むことができるような内容になるように心がけた。資源回収などについて町会で説明して欲しいという意見もあったため、町会には、このアクションプランの発信源としての役割もお願いしたい。また、環境サポーターを養成し、普及のためのキーマンとして活動してもらうなど、さまざまな方法を考えていきたい。

委員：節電などの取組に関して、多くの方は自分には関係がないと思っているように感じる。今回、節電について区報に掲載する際、金銭的なメリットについても記載したため、少しは関心を持ってもらえていると思う。また、個人個人の取組に頼るのではなく、協働による取組を進める必要があると感じる。例えば、東京都が、新築住宅に太陽光発電システムの設置を義務化することを打ち出しているが、個人個人がそれに協力できるかは分からないし、コストの問題もある。再生可能エネルギー由来の電力を集めて、利用を促すような施策が必要と感じる。このように、需要があるような施策を考える必要がある。また、家庭における CO₂ 排出量を削減していける施策を強化して欲しい。

生ごみの堆肥化についても、誰もが堆肥を利用した植物の栽培に取り組むことができる訳ではないし、特に高齢者にとっては難しいことであるため、どこかで堆肥を集めて活用してもらえるような協働による取組を広げて欲しい。

委員：移転前の図書館があった土地の隣が畑になっている。現在、7~8名の会員が参加して、ナスやキュウリ、ピーマンなどを栽培しているようである。区内には空き地が多数あるため、このような取組を広げていくと良いと思う。

委員：やはり堆肥をどこかで集めて欲しい。堆肥を使う人は、もともとは購入しているということなので、それが無料で手に入るということであれば、利用してくれる人は多いと思う。そのような仕組みを区で検討して欲しい。例えば、フリーマーケットなど人が集まる場所や、花ちゃんネットワークなどで配布すると良いと思う。

副会長：生ごみの問題については、家庭以外でも取り組む必要がある。給食センターや大手スーパー、ホテル、大型レストランなどは、野菜くずなどが多く排出されるため、堆肥化して農家に提供するなど、循環を作る必要がある。例えば、千代田区のホテルニューオータニでは、千葉県の農家に堆肥を提供し、堆肥を利用して生産された野菜をホテルで買い取るという循環を作っている。家庭の生ごみを堆肥化したもので質が良いものは、そのような循環に入れても良い。一方、調理済みの生ごみで塩分が多いものについては、NPO や地域社会の方々の工夫で、循環の方法などを検討していくと良いと思う。

会長：家庭だけでなく、飲食店なども巻き込んで、良い循環を作っていけると良い。区内だけで処理するのではなく、姉妹都市などに堆肥を提供することも考えられる。

委員：このような循環を作るためには、農地を中心として、組織づくり、会員づくり、道具の提供などを行っていく必要がある。個人の土地で空いているところはないため、区の公園の一部に畑を作り、そこを中心に進めていくと良いと思う。塩分の問題については、宣伝と教育が必要だと思う。

委員：一度に進めるのは難しいため、まずは家庭で取り組めるものから進めていきたいと考えている。

委員：アクションプラン素案に ZEH のことなどが記載されているが、荒川区は共同住宅が 7 割であり、戸建の建て替えも一生のうち一度あるかないかという頻度であることを踏まえ、相当踏み込んだ施策が必要だと思う。例えば、荒川区では、新築の際には ZEH や高気密住宅にすることが前提となるということをアピールしたり、助成金を用意したり、地域の工務店へ指導したりする必要があると思う。また、住居に関する取組は難しいものも多いため、生活の中で利用できる助成制度を手厚くする必要があると思う。移動に関しては、今後、電気自動車中心の社会になっていくことを踏まえ、充電設備などの設置に対して助成する必要があると思う。消費財・レジャーについては、個人の嗜好に関する項目もあるため、区民に伝わるのか不安はある。

事務局：アクションプラン素案に記載した項目、特に消費財・レジャーの項目についてはどのように表現すれば伝わりやすいかを試行錯誤した。委員の意見を踏まえて表現方法をさらに検討したい。また、住居などの取組については、全庁的な連携や、国や東京都の助成制度の案内方法なども含めて検討したい。さらに、エコ助成制度については、年度ごとに内容を見直していきたいと考えている。

委員：アクションプラン素案の内容はとても良いが、区民の方に伝わりやすい表現にする必要があると思う。また、区民が一つひとつの取組について、自然に意識ができて行動に移せるようにするためには PR が必要だと思う。商工会議所としても PR 活動をしていきたい。また、荒川区の助成制度は手厚いため、町会からの周知なども行いながら区民に PR できると良いと思う。事業所については、商工会議所の政策部門でも脱炭素化の取組について検討を始めている。区でも、事業所として何をすれば良いのか、社員がどのような取組をすれば良いのかを示して欲しい。

事務局：アクションプラン素案は、家庭を対象とした内容になっているが、個人事業主でも活用できる内容になっているため、色々な場で説明していきたい。

副会長：アクションプラン素案のもとになっている資料を作成した研究者は、現場との連携によって、より良いものに仕上げているという考えを持っている。連携しながら区民に浸透させていくと良いと思う。また、項目ごとの表現について、例えば「衣類を長く着る」とあるが「衣類の寿命そのものを長くする」というのが本来の趣旨である。個人が長く着るかどうかということより、社会としてすぐに捨ててしまうのではなく、再利用又はリサイクルする仕組みを作る必要がある。また、これまでのように、ただものを大切にすることではなく、資源循環をビジネスとして成り立たせることを目指しているということが分かるように表現をすると良い。

事務局：表現方法を検討したい。

会長：集合住宅に電気自動車用の充電設備を設置するに当たり、東京都の助成制度を利用できる。ただし、その集合住宅の居住者しか充電設備を利用できないという問題がある。充電設備を一般に開放しなければ、電気自動車の普及は難しいと思う。

副会長：商売になるからという理由か。

事務局：収益があると、固定資産税の税率が高くなるという背景があると思う。

会長：充電設備の利用料はメーカーに支払われるため、集合住宅の管理組合に収益がある訳ではない。ただし、充電時間中の駐車料金は回収する必要があるため、それが収益事業になるという説明を受けている。同じように、集合住宅の駐車場でカーシェアリングを行う場合、その土地は住宅地ではなく、事業用地としてみなされるということであった。シェアサイクルについても同じ説明を受けたが、集合住宅の管理組合が荒川区と契約し、土地をシェアサイクルの事業者に貸す場合には、事業用地としてみなされなくなるということになった。このように、国や東京都は環境に対する取り組みをするように促しているながら、課税関係が連動していない。

副会長：国や東京都は、集合住宅でスペースがあるなら環境に対する取組のために貸して欲しいとお願いをする立場であるのが本来の姿である。現在は、集合住宅で事業を行うなら課税するという立場になっている。国の政策を抜本的に変える必要がある。

会長：国や自治体が土地を借り上げて公共の用に供するものにして、構築物は国や自治体の助成金で設置することであれば、事業用地とはならないはずである。

委員：自動車メーカーは、場所や設備に対して援助していないのか。

会長：メーカー側が充電器を普及させるために、援助をしてくれれば良いのだが、現状ではそのような援助はない。国や東京都が声をかけないとメーカーも動けないと思う。

3) 事務連絡

事務局：計画素案については、12月にパブリックコメントを行い、広く区民から意見を募集する予定である。次回の協議会は、1月下旬の開催を予定しており、区民の意見を反映した最終案をご確認いただきたい。

4) 閉会

以上